2　寄附金

次も永久差異である寄附金についてです。

1、寄附金の意義

寄附金とは、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいいます。一般的に寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれるものは寄附金に含まれます。

ただし、これらの名義の支出であっても交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄附金から除かれます。

2、制定当時の趣旨

相手に見返りを求めない行為は日本人として称賛されるべきものである、という考え方から、昭和17年まで寄附金は損金算入されていました。

しかし、当時の日本は、昭和16年12月8日に開戦した太平洋戦争のさなかであり、その当時の日本国政府は多額の戦費を必要としていました。そこで、戦争主体である国や地方公共団体に対する寄附以外は、原則として損金不算入とすることで、国や地方公共団体以外の者への寄附を国や地方公共団体に振り向けることとしたのです。

その名残として、現在でも国や地方公共団体に対する寄附金は、全額損金算入されます。

3、寄附金の区分

（1）指定寄附金等（全額損金算入）

①　国、地方公共団体
②　国宝の修復
③　赤い羽根共同募金
④　教育機関の教育研究
⑤　国内の災害義援金　など

（2）特定公益増進法人等に対する寄附金（大部分が損金算入）

①　独立行政法人
②　学校法人
③　社会福祉法人
④　認定NPO法人
⑤　海外の災害義援金　など

（3）その他の寄附金（一部、損金算入）

①　宗教法人
②　政治団体
③　町内会　など

3　圧縮記帳

圧縮記帳は免税ではなく、課税の繰延べと言われています。

（例）国庫補助金 150,000 円の交付を受け、その補助金 150,000 円と自己資金 30,000 円を合わせて 180,000 円の建物（耐用年数 5 年、残存価額ゼロ）を取得した。
　毎期の売上高は 320,000 円、税率は 30%と仮定します。

＜圧縮記帳をしなかった場合＞

現　　金	150,000	／	国庫補助金収入	150,000
建　　物	180,000	／	現　　金	180,000

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	合計
売　上　高	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	
圧　縮　損	0	0	0	0	0	
減価償却費	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	
利　　益	284,000	284,000	284,000	284,000	284,000	
法人税額	85,200	85,200	85,200	85,200	85,200	**426,000**

※　減価償却費　180,000 円÷5 年＝36,000 円

＜圧縮記帳をした場合＞

現　　金	150,000	／	国庫補助金収入	150,000
建　　物	180,000	／	現　　金	180,000
建物圧縮損	150,000	／	建　　物	150,000

⇒　圧縮記帳をした結果、建物の取得価額は 30,000 円（＝180,000－150,000）となりました。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	合計
売　上　高	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	
圧　縮　損	150,000	0	0	0	0	
減価償却費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
利　　益	164,000	314,000	314,000	314,000	314,000	
法人税額	49,200	94,200	94,200	94,200	94,200	**426,000**

※　減価償却費　30,000÷5 年＝6,000 円

上記の例を見ていただければお分かりのように、圧縮記帳を行うと、圧縮記帳をした年の法人税額は 49,200 円に減少しますが、圧縮記帳により建物の取得価額が 180,000 円から 30,000 円に圧縮され、減価償却費が減少、つまり利益が増加し、結果として法人税額が増えています。

⇒　国庫補助金により取得した圧縮記帳の対象となった建物の耐用年数全体で計算すると、法人税額は 1 円も減っていないことも分かると思います。

このように圧縮記帳は「免税」とかではなく「課税の繰延べ」制度となっています。

1、国庫補助金の圧縮記帳

昭和 17 年（1942 年)、日本は太平洋戦争のさなかにあり、はじめて日本本土に空襲を受け、またミッドウェー海戦で敗北を喫し、戦艦、航空機等の生産力を増強する必要性に迫られていました。

そこで、政府は、政府の目的に沿った資産（戦艦、航空機等）を生産するために必要な固定資産（機械等）を法人が取得しやすくするために、軍需産業に対し補助金が出しますが、この補助金に課税してしまうと、補助金を受け取った法人が戦艦や航空機を生産するために必要な機械等を取得できなくなってしまい、何のために補助金を出したのか分からなくなってしまいます。かといって、免税にしてしまうと長期化する戦争を支える戦費が不足することが懸念されたことから、当時の大蔵官僚が考え出した裏技が『補助金を渡した年の法人税額は減額するが、その翌年以降は逆に法人税額を増額させる』という課税の繰延べ制度、すなわち圧縮記帳制度というわけです。

2、保険差益の圧縮記帳

昭和 17 年（1942 年）2 月、各財務局長あてに一通の通達が出されました。

その通達は「船舶ノ全損ノ場合ニ於ケル法人ノ税務取扱ニ関スル件」というもので、船舶が全損した場合において、保険金を受け取ったときは、代替船舶を取得もしくは 4 年以内に建造する場合に限り、課税の繰り延べを認める、というものでした。太平洋戦争による船舶（戦艦、空母等）不足を強く意識したものといえます。

ちなみに、保険差益の圧縮記帳制度は、終戦を迎え、戦後の復興に向けて動き出した昭和 22 年（1947 年）に通達から法律に格上げされ、また当然に、戦後の復興を意図したものであったため、対象資産は船舶だけではなく、戦争により被害を受けた資産（建物・船舶・機械及び装置）に拡げられました。

（例）建物（取得価額 100,000 円、期首減価償却累計額 60,000 円）が当期首に火災で焼失した。当該建物には火災保険がかけられており、保険会社から保険金 45,000 円を受け取り、自己資金 3,000 円を加えて、48,000 円の新しい建物を取得した。

減価償却累計額	60,000	／	建物	100,000
現金	45,000	／	保険差益	5,000
建物	48,000	／	現金	48,000
建物圧縮損	5,000	／	建物	5,000

3、収用等の圧縮記帳

強制的な譲渡に伴い生じた益金に対する課税の特例は、昭和 16 年（1941 年、太平洋戦争開戦の年）の国家総動員法に始まります。

昭和 14 年（1939 年）に第二次世界大戦が始まり、翌年にはイタリアがイギリス・フランスに宣戦布告、日本は日独伊三国同盟を結び、第二次世界大戦への参戦が不可避の状況となりました。そこで、政府は昭和 16 年 3 月 1 日に国家総動員法を改正し、日本国のため（基地、軍需工場建設用地などにするため）に企業の保有する資産を強制的に収用した際の譲渡益について、益金算入しないこととしたのが始まりです。

※　収用とは、国や公共団体などが、公共の目的のために、土地などの特定物の所有権その他の権利を、所有者などの損失を補償することを条件として、強制的に取得することをいいます。

（例）当社の所有する土地（帳簿価額 100,000 円）がバイパスの建設予定地となり、120,000 円で収用された。

現　　金	120,000	／	土　　地	100,000
		／	土地売却益	20,000
土地圧縮損	20,000	／	土　　地	20,000